

第1期 医療分野研究開発推進計画の概要

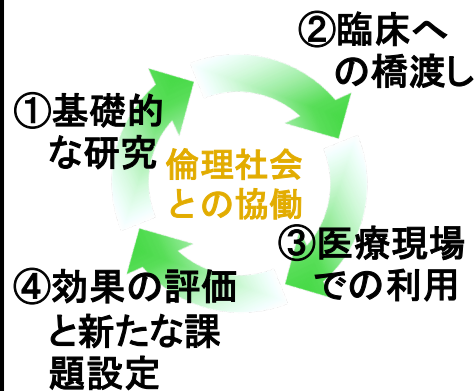
(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定、平成29年2月17日一部変更)

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)に基づき、健康・医療戦略推進本部が健康・医療戦略に即して医療分野の研究開発等の推進を図るため、健康・医療戦略推進本部にて決定。

医療分野の研究開発等の推進にあたり、研究成果を実用化につなげること、実用化に向けた支援と体制構築が重要な課題。このため10の基本方針をもとに以下の施策を推進する。

- ・ AMEDにおいてプログラムディレクターのもとに一元的かつ一貫したプロジェクトマネジメント、データベースの構築、国際戦略、産学連携等を推進
 - ・ 9つの統合プロジェクト (5つの横断型、4つの疾患領域対応型) を推進
- 2014年度から2019年度(2020年3月)までを対象期間とする。

基礎研究と臨床現場 の間の循環を構築



10の基本方針

- 基礎研究成果を実用化につなぐ体制の構築
(日本医療研究開発大賞)
 - 再生医療等の世界最先端の医療の実現に向けた取組
 - 公正な研究を行う仕組みの整備
- 等

AMEDが果たすべき機能

- ①医療に関する研究開発のマネジメント
(データベースの構築)
- ②臨床研究及び治験データマネジメント
- ③実用化へ向けた支援
- ④研究開発の基盤整備に対する支援
- ⑤国際戦略の推進
- ⑥産学連携等の取組支援

9つの 統合プロジェクト

- (横断型)
- ①医薬品創出
 - ②医療機器開発
 - ③革新的医療技術創出拠点
 - ④再生医療
 - ⑤ゲノム医療
(疾患領域対応型)
 - ⑥がん
 - ⑦脳とこころ
 - ⑧新興・再興感染症
 - ⑨難病